

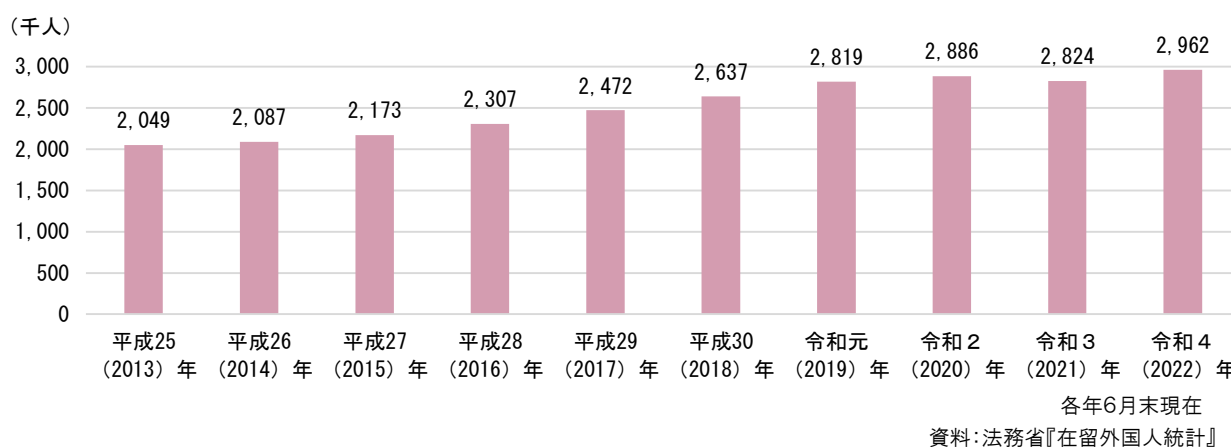
第2章 社会情勢の変化と多文化共生施策の変遷

1 社会情勢の変化

(1) 在留外国人の増加・多国籍化

昭和 60（1985）年頃から大幅に増加した日本における在留外国人は、平成 20（2008）年に発生したリーマン・ショックの影響で一時的に減少したものの、その後は再び増加傾向になり、近年も増加し続けています。しかし、令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、減少に転じています。その後、令和 4（2022）年 10 月の入国制限の緩和等によって、再び増加傾向になっています。

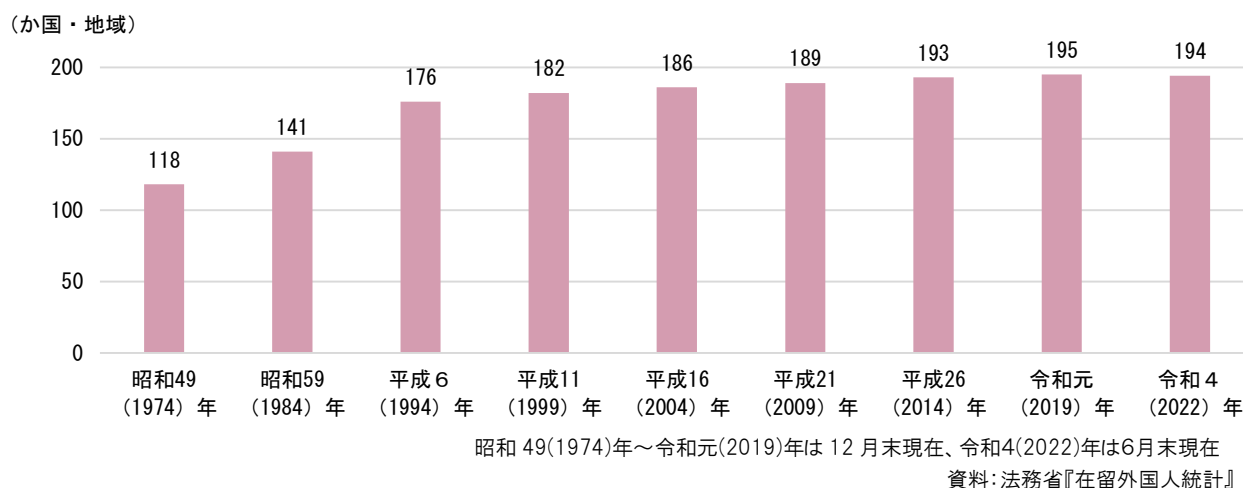
【日本の在留外国人数の推移（図）】



また、無国籍を除いた国籍・地域別では、昭和 49（1974）年は 118 か国・地域であったのが、平成 6（1994）年には 176 か国・地域、平成 26（2014）年には 193 か国・地域と多国籍化も進展しています。

近年は高止まりしており、直近の令和 4（2022）年 6 月末現在で 194 か国・地域になっています。

【日本の在留外国人に係る国籍・地域数の推移（図）】



(2)「特定技能」の創設

日本では、人口減少や高齢化の進行により、地域経済を支える人手不足が深刻化しているといわれています。

そうした中、平成 30（2018）年 12 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、平成 31（2019）年 4 月には、新しい在留資格「特定技能」が創設されました。

【特定技能による受入れの対象分野】

特定産業分野	
・介護分野 ・ビルクリーニング分野 ・素形材産業分野 ・産業機械製造業分野 ・電気・電子情報関連産業分野 ・建設分野 ・造船・船用工業分野	・自動車整備分野 ・航空分野 ・宿泊分野 ・農業分野 ・漁業分野 ・飲食料品製造業分野 ・外食業分野

※特定技能2号では「建設分野」と「造船・船用工業分野」のみが受入れ対象

※資料：出入国在留管理庁『特定技能ガイドブック』

(3)多様性と包摂性のある社会の実現

近年、様々な分野において、「多様性（ダイバーシティ）」の視点の重要性が指摘されており、国際社会においては、当然の権利として確立しています。日本でも、多様性の推進を政策課題として、担当部署の設置や条例制定、計画策定などに取り組む地方公共団体も見られます。

また、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に基づき、国では「SDGs 実施指針」を定められ、この中であらゆる人々が活躍する社会が優先課題の分野の 1 つにされています。その上で、優先課題に取り組むに当たっては、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性（インクルージョン）」が、主要原則の 1 つとして、分野を問わず適用することにされています。

(4)デジタル化の進展

世界的に急速なデジタル革命（第 4 次産業革命）が進む中、AI・ロボットによる自動化、IoT 技術による遠隔・リアルタイム化等、新たな技術革新によって、社会課題を解決し、付加価値を生む「Society 5.0」の実現が期待されています。

特に、日本ではおおむね 1 人が 1 台保有するスマートフォンを活用した音声翻訳アプリをはじめとする新たなサービスの普及が進展しつつあります。

(5) 気象災害の激甚化等

近年、大雨による河川の氾濫や土砂災害が頻発するなど、気象災害が激甚化しており、気候変動に伴い、こうした気象災害が今後さらに増加することが予測されています。また、「南海トラフ地震」や「首都直下地震」など、今後30年以内に強い揺れや高い津波が発生する恐れのある地震が、高い確率で発生することが予想されています。

これに伴い、外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、国では防災・気象情報の多言語化を推進されています。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症による影響は、広範囲かつ長期にわたっており、世界の社会経済に波及しています。日本の在留外国人においては、出国制限により帰国困難になったり、景気後退に伴う解雇により生活困窮に陥ったりするなどの影響が見られました。

こうした中、国では新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、持続可能な社会経済の実現を目指す方針を示されています。

2 多文化共生施策の変遷

国においては、平成18(2006)年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定して以後、就労・生活する外国人を社会の一員として受け入れ、日本人と同様の公共サービスを享受し、生活できるような環境を整備するため、『生活者としての外国人』に関する総合的対応策(平成18(2006)年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定)その他の計画等を策定し、外国人との共生に係る施策等を実施されています。また、在留資格「特定技能」の創設を踏まえて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30(2018)年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を策定し、以後は毎年度この総合的対応策を拡充して、多文化共生に資する施策を実施されています。

一方、地方公共団体においては、平成18(2006)年3月に国が「地域における多文化共生推進プラン」を策定された以後、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定する動きが進み、都道府県及び指定都市ではすべてが、また、指定都市を除く市では75%がこれを策定して、多文化共生を推進する施策が実施されています。

【多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況(表)】

単位: 団体

回答	都道府県		市(指定都市除く)	
策定している	47	(100%)	577	(75%)
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	19	(40%)	103	(13%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	17	(36%)	52	(7%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	11	(23%)	422	(55%)
策定していない	0	(0%)	195	(25%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	0	(0%)	29	(4%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0	(0%)	166	(22%)

令和4(2022)年4月1日現在

資料: 総務省『地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況』